Google Chrome 関連サービス 利用規約

Ver. 1.4

第１章　総則

1. 目的及びサービス内容

① ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、別表１記載の機器（以下「機器」といいます。）を購入されたお客様に、別表１記載のサービス（以下「本サービス」といいます。）を再販（※）の形態で提供します。なお本サービスの内容及び提供条件については、当社が別に定めるサービス説明書（以下「サービス説明書」といいます。）に記載の内容のとおりとします。

※　本サービスの利用権の再販　　当社は、お客様に対し、本サービスを利用するために必要となる、本サービスの提供元又はそのディストリビュータから利用許諾を受けうる権利（以下「本サービスの利用権」といいます。）を再販売します。なお、お客様は、購入した本サービスの利用権に基づき、別途本サービスの提供元から利用許諾を受ける必要があります。本サービスの提供元は、別表２記載(1)に記載します。

② お客様は、別表２記載(2)の本サービスの提供元が定める規約に同意の上、本サービスの利用権再販契約（以下「本契約」といいます。）をお申し込み頂いたものとし、本サービスのご利用にあたっては同規約を遵守するものとします。

③ お客様が当社と特約を締結した場合は、特約が本規約及びサービス説明書に優先します。なお、特約に定めのない事項については、本規約及びサービス説明書が適用されます。

2. 使用権許諾の範囲

① お客様は、本規約に定める諸条件のもとに、本サービスに含まれるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等の非独占的、譲渡不能なライセンスを有償で使用することを、本サービス提供元により許諾されます。

② 本サービスに関わるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等コンテンツに関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権は、そのライセンサーが保有し日本国著 作権法その他関連する法律及び国際条約によって保護されています。

第２章　契約の成立

3. 契約の成立及びサービス開始日

① 本契約は、お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名捺印の上これを当社に提出し、当社又は当社が指定する者がこれに対する承諾の通知を発信した時に成立します（以下「契約日」といいます。）。

② 当社は、当社による本サービス提供のための合理的な準備期間を考慮した上で契約日以降の日付をサービス開始日として決定し、前項の通知によりお客様に通知します。

第３章　契約期間及びサービス提供

4. 契約期間及び契約の更新・終了

① サービス説明書が定める本サービスの契約期間が年間契約の場合、本契約の契約期間は、契約日より１年間とします。お客様は、契約期間満了 5営業日前までに当社所定の申込書を当社に提出することにより、本契約を契約期間１年間として更新することができます。更新のお申し込みがない場合は、本契約は終了されるものとします。なお、本規約に特段の定めのない限り、契約期間満了前の解約はできません。

② サービス説明書が定める本サービスの契約期間が年間契約の場合、お客様は、契約期間中であっても、当社所定の申込書を当社に提出することにより、本サービスのライセンス（以下「ライセンス」といいます。）数の追加が出来ます。ライセンスの追加の日は、当社の合理的な準備期間を考慮したうえ、当社又は当社が指定した者が決定し、通知します。

③ 第１項において、本契約の更新に関し当社が同意しない場合は、契約は更新されません。

④ サービス説明書が定める本サービスの契約期間が年間契約以外の場合、契約期間及び契約の更新・終了に関する定めは、サービス説明書によるものとします。

5. サポート

お客様は、本サービスについてサービス説明書に定める範囲内でサポートを受けることが出来ます。

6. お客様の氏名等の変更

お客様は、その氏名、商号、代表者、住所、所在地に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

第４章　料金

7. 料金及び支払

① サービス説明書が定める本サービスの利用権購入代金又は利用料金（以下併せて「利用料金」と総称します。）が年額で決められている（以下「年額払いサービス」といいます。）場合、お客様には、1 年分の利用料金を前払いしていただきます。サービス説明書に本サービスの初期費用の定めがある場合は、初期費用について前払いしていただきます（以下、利用料金と初期費用を併せて「料金」と総称します。）。この場合、当社は、契約日又は契約更新後の契約期間の初日（以下「更新日」といいます。）以降速やかに、料金を算定し請求書を発行します。

② 年額払いサービスにおいて契約期間中にライセンス数を追加した場合、ライセンスを追加した日（以下「ライセンス追加日」といいます。）から最初に到来する契約期間末日までの残月数分（月未満切捨て。ただし、残月数が 1 か月に満たない場合は 1 か月分とします。）の追加ライセンス数に係る利用料金を前払いしていただきます。この場合、当社は、ライセンス追加日以降速やかに請求書を発行します。

③ お客様は、前２項その他当社発行の請求書記載の支払期限までに、請求書記載の料金額に消費税

相当額を加えた金額を当社指定の方法で支払うものとします。なお、振込手数料など支払行為にかかる費用はお客様の負担とします。

④ 第 17 条第 2 項により、本サービスの利用料金が変更された場合は、利用料金増加の効力発生後最初に到来する契約期間末日までの残月数（月未満切捨て。ただし、残月数が 1 か月に満たない場合は 1 か月分とします。）に対応する利用料金の増加分を前払いいただきます。この場合、当社は、利用料金増加の効力発生以降速やかに請求書を発行します。

⑤ 当社は、いかなる場合も前払い済みの本サービスの利用料金を返金致しません。

⑥ 本サービスの利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 5 章　当事者の責任等

8. 禁止事項

① お客様は、本サービスの利用に際し次の各号のいずれかに該当する行為を行うことはできません。

(1) 当社又は第三者の著作権を侵害する行為

(2) 当社又は第三者を誹謗、中傷する行為

(3) その他当社又は第三者の権利を侵害する行為、又は不当に不利益を与える行為

(4) 虚偽の事実を当社に届出る行為

(5) 事実に反する情報を流布する行為

(6) 本サービスを利用する際に他人の名前、名称又は商号を名乗るなど他人に成りすます行為

(7) 当社の設備に正当な権限無くアクセスする行為、当社の設備に過度な負担を与える行為、当社の設備を使用不能にする行為、その他当社サービスの提供及び運営に支障を与える行為"

(8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他人の個人情報を収集する行為

(9) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為

(10) 犯罪行為又はこれを助長する行為

(11) 公序良俗に違反する又は違反するおそれがある行為

(12) 法令に違反する又は違反のおそれがある行為

(13) 本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント又は組み込まれたイメージ等コンテンツの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含みます。）、リース又は担保設定等をする行為、及び本サービスを使用する権利を譲渡、転売又はその使用を許諾する行為

(14) 本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント又は組み込まれたイメージ等コンテンツを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルする行為、及び本サービスの派生製品を開発又は第三者に提供する行為、並びに本サービスの構成部分を分離して使用する行為

(15)本サービスを正常なビジネスにおける用途（メッセージの自動暗号化配信機能を備えた電子メール暗号化サービスを含みます。）を超えて使用する行為

(16) 本サービスをサービス説明書に定められた範囲に反して使用する行為

(17) その他当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

② 当社は、お客様が前項各号のいずれかに違反する又はその恐れがあると認めたときは、その理由を記した書面により、お客様にその是正を要求できるものとし、お客様は当社の要求に従うものとします。

9. サービスの停止

① 当社及び本サービスの提供元は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの運用の全部又は一部を停止することができるものとします。

(1) 天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 本サービスに関連して、当社が設置又は管理する設備の保守を定期的に若しくは緊急に行う場合

(3) 当社が設置又は管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスをお客様及びその従業員に提供できない事由が生じた場合

(4) その他、当社が必要であると判断した場合

② 当社及び本サービスの提供元は、お客様が本規約に違反したと判断した場合、お客様の本サービスの利用を全部又は一部を停止することができるものとします。

10. 契約の解除

当社は、お客様が次の各号の一つに該当した場合、何らの催告を要せず通知により本契約を解除することができるものとします。

(1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は、民事再生手続、破産、会社更生手続などの開始申立があったとき

(2) 営業の廃止、解散、あるいは営業の全部又は一部の譲渡、又は公官庁から業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき

(3) 経営が相当悪化、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

(4) お客様、お客様の役員、従業員又は本契約におけるお客様の代理人若しくは媒介者が暴力団関係者であることが判明したとき

(5) 本サービス又はサービス説明書記載の他のサービスにおいてお客様が本規約に違反すると当社が判断したとき

11. 遅延損害金

お客様は本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合は、お客様は支払期限の翌日から支払済みに至るまで年 14.5 %の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

12. 免責

① 当社及び本サービスの提供元は、本サービスの完全性、正確性、確実性、有用性等について保証を行うものではありません。本サービスの提供、遅滞、変更、停止若しくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生したお客様の損害について当社は責任を負わず、料金は減免及び返金しないものとします。

② 当社及び本サービスの提供元は、天災、火災、騒乱等の不可抗力その他当社の責に帰すことのできない事由により、本規約上の義務を履行できない場合には、その責を免れます。

③ お客様が利用するパソコン上の OS、ブラウザ等の基本ソフトウェアに起因する動作の不具合については、当社はその責任を負わないものとします。

④ 当社及び本サービスの提供元は、お客様が管理するシステム及びデータ（電子メールシステム及び電子メールデータを含むが、これらに限定されません。）については責任を負わないものとします。

第６章　一般条項

13. 秘密保持

① お客様及び当社が本サービスを利用又は提供するにあたり相手方の業務上の機密情報（本契約の内容も含みます。）を知った場合、お客様及び当社（以下「受領者」といいます。）は相手方（以下「開示者」といいます。）の業務上の機密情報を含む一切の情報を本契約の契約期間のみならず、契約終了後においても第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

(1) 開示の時において公知であるか、又は開示以降受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報

(2) 受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していた情報

(3) 開示者の機密情報を使用することなく、受領者が独自に取得又は開発した情報

(4) 受領者が、権利を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示を受けた情報

(5) 開示者が、機密情報から除外することを書面により同意した情報

② 受領者は、司法機関若しくは行政機関又は金融商品取引所等（以下「司法機関等」といいます。）から法令又は取引所規則（以下「法令等」といいます。）に基づき開示者の秘密情報の開示を求められた場合、事前又は事後速やかに開示の求めがあった事実を開示者に通知し、秘密情報を開示することができるものとします。この場合、受領者は、開示する秘密情報が司法機関等において法令等の範囲内で秘密として取り扱われるよう最善を尽くし、開示者が開示の求めに対し法的に救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力しなければなりません。

14. プライバシーポリシー

① 当社は、当社プライバシーポリシーに定めるところにより、顧客情報（お申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含む全てのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。）を利用するものとします。

当社プライバシーポリシー
http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/

② 当社は、本サービス提供元及びそのディストリビュータの請求がある場合、本サービスに関する顧客情報全てを本サービス提供元及びそのディストリビュータに提供することがあります。

③ 当社は、お客様が本サービスの利用に際し当社に提供した以下の情報を法令に基づき適切に保管いたします。

(1) 本サービスのユーザーID 及びパスワード

(2) 本サービスを利用する従業員等の氏名、所属部署及び役職

(3) 本サービスを利用する従業員等の携帯電話の端末 ID

④ 当社は、お客様による本サービスのご利用状況を、本サービス提供元から取得することができるものとします。

15. 権利譲渡の禁止

お客様は理由のいかんに拘らず本サービスの利用権その他本サービスの提供を受ける権利義務を当社の事前の同意なく第三者に譲渡・貸与し又は担保として供することはできないものとします。

16. 第三者への委託

当社は、自己の費用と責任により、本サービスの遂行を第三者に委託することができるものとします。

17. 本サービスの仕様変更、その他の変更

① 当社は、合理的な範囲内で本サービスの内容の変更（本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更等を含むが、これに限定されません。以下「仕様変更等」といいます。）を行う場合があります。当社は、お客様に対し、仕様変更等を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたします。

② 前項の仕様変更等の外、当社は、30 日前の書面による通知により、合理的な範囲内で本サービスを変更（仕様変更等、サービス料金及び本規約の条項の変更を含むが、これに限定されません。）できるものとします。ただし、料金の減額、その他お客様に不利にならないと当社が判断する変更については、かかる事前の通知に代わる事後の通知により変更することができるものとします。

③ 前２項の外、また、本サービスの提供元により、本サービスの全部又は一部が変更されることを、お客様は承諾するものとします。

18. 本サービスの廃止

① 当社が、相当期間を設けた書面による事前通知により本サービスの全部又は一部を廃止する場合があることを、お客様は予め承諾するものとします。

② 前項の外、本サービスの提供元により、本サービスの全部又は一部が廃止されることをお客様は 承諾するものとします。

19. 法令遵守

当社及びお客様は、本サービスを利用又は提供するにあたり、電気通信事業法その他関係諸法令及び利用規約等を遵守しなければならないものとします。

20. 存続条項

第 2 条、第 12 条乃至第 14 条、本条及び第 21 条に記載の当社及びお客様の権利と義務は本契約の終了後も効力を持つものとします。

21. 準拠法・裁判管轄

本規約に関する準拠法は日本法とします。また、本サービス又は本規約に関連してお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を一審の専属的合意管轄裁判所とします。

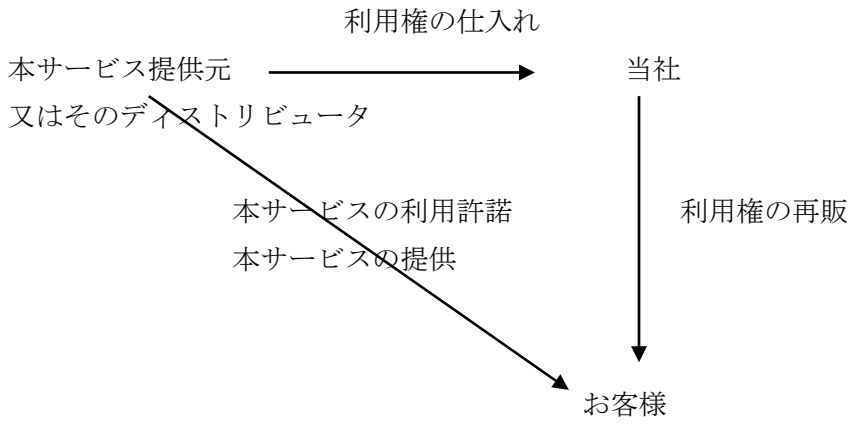
（2014 年 9 月 30 日制定実施）
（2015 年 4 月 1 日改定実施）
（2017 年 1 月 10 日改定。同年 2 月 28 日実施）
（2026 年 3 月 31 日改定実施）

以上

別表 1

項番	サービス	機器
1	Google Chromebook Management Console	Chromebook, Chromebox
2	Google Chromebox for meetings Management Console	Chromebox for meetings, Chromebox for meetings Large Conference
3	Cameyo by Google	なし

別表２



項番	本サービス	凡例 (1)本サービス提供元 (2)本サービスの規約（※１）
1	Google Chromebook マネジメントコンソール	(1) Google Asia Pacific Pte. Ltd. (2) Chromebook 管理コンソール管理サービスの企業向け Chrome OS ライセンス契約 https://www.google.com/intl/ja_jp/chrome/terms/chrome-device-management/index.html
2	Google Chromebox for Meetings マネジメントコンソール	(1) Google Asia Pacific Pte. Ltd. (2) Chromebox for meetings サービスの企業向け Chrome OS ライセンス契約 https://www.google.com/intl/ja_jp/chrome/terms/chromebox-for-meetings/index.html
3	Cameyo by Google	(1) Google LLC (2) Cameyo by Google 利用規約 https://cameyo.google/intl/ja_jp/terms/

※１　同規約の最新版は、上記 URL 又は本サービス提供元若しくはそのディストリビュータがその都度規 約を掲載している WEB サイトを参照の上ご確認ください。